

令和8年度第3回 徳島県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月6日（木） 午前9時30分～午前11時08分

場所 あわぎんホール5F 小ホール （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正審議について

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、皆様、以後の撮影、録音はご遠慮願います。

それでは、段野会長に会の進行をお願いいたします。

○段野部会長

それでは、ただいまより、令和8年度第3回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

事務局は委員の出席状況等を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、9名の委員が出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告いたします。

また、本専門部会は公開しております。本日は12名の方が傍聴されております。

傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いいたします。

○段野部会長

それでは、徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりたいと思っております。例年になく審議が膠着しているようですので、審議に入ります前に、あらためて今年度の審議の留意事項を皆様と確認しておきたいと思えます。

本日、皆様のお手元に紙の資料をお配りしております。第1回本審においても事務局から配布された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が取りまとめた「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」となっております。既にご承知のことと思いますが、あらためてこの資料における考え方について事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

事務局でございます。

あくまで徳島労働局の事務局の理解としてお話しいたします。

昨年度は、多くの県において、法定3要素のデータによる地域の実態からは逸脱した金額での決着が見られ、また、発効日が地域間で最大で半年異なる結果となりました。そして、それぞれの結果の根拠・理由について、必ずしも、県民に対して納得性の高い説明がなされてはいない状況が認められたものと思えます。

こうした昨年度のやや過熱ともいえる状況を踏まえ、法定3要素のデータによる地域の実態を踏まえた金額、そして、原則として法定発効とし、地域間のばらつきを是正するとともに、（指定日発効とする場合は）県民に対して納得性の高い理由・根拠が説明できるようにすべきであるという、中央最低賃金審議会からのメッセージであろうと考えております。

このメッセージを受け、今年度は、昨日までの全国の状況を見ると、目安額、あるいは目安額+1円という水準で、法定発効で結審する傾向になっていると考えられます。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

私からも、（このメッセージについて、）労使委員の皆様に審議に当たって留意すべき事項、気にかけていただきたい点としまして、2点述べさせていただきます。

まず2ページの水色のマーキング部分をご覧ください。

特に「目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。」とされており、目安を大きく上回る場合には、法定3要素のデータに基づく十分な審議を行った上で、判断理由に関する説明が求められているところでございます。

次に8ページ目の水色のマーキング部分をご覧ください。

「発効日に関しては、公示日から起算して30日経過した日である法定日発効が基本であり、指定日発効を採用する場合には広く理解が得られるか等の観点から公労使委員で審議し、公益委員見解で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」とした内容の記載がされております。

公益委員としては、金額については、今まさに労使委員の方々からご意見を頂いているところですので、現段階で何か申し上げることはございません。しかし、大幅な引上げのご意見には、法定3要素に基づく十分な理由の説明をいただきたいと思いますと考えております。

また、発効日に関しても、公益委員としては、原則として法定発効を目指したいと考えております。この点についても、もし昨年度のように発効日を後ろ倒しする場合は、十分な理由の説明が必要となりますので、ご留意いただきたいと思います。

また、7月31日の上野厚生労働大臣の記者会見でも「この取りまとめの内容を踏まえた審議が行われることを期待しています。」とのご発言があったところですので、労使委員には念頭においていただきまして、本日の審議を進めていただきたいと思いますと考えております。

皆様と確認しておく事項は以上となります。

このほか、事務局より伝達する事項はありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

本日、事務局より伝達する事項はございません。

○段野部会長

それでは金額審議に入りたいと思います。

本日も前回と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと考えております。
前回までの議論について確認させていただきます。

労側は現在の最賃額1,046円から75円引き上げて1,121円というご意見、使側は現在の最賃額1,046円から56円引き上げて1,102円というご意見となっておりました。初回到労使双方から提示いただいた金額から変わっていない状況となっておりますが、この点について、労側委員、使側委員、何かご意見はございますでしょうか。

労側、南委員、お願いいたします。

○南委員

南です。今日もよろしくお願いいたします。

審議を進めるために、歩み寄りも必要と思ひまして、労働側委員全員で再度議論を尽くした結果をお伝えしたいと思います。

最低賃金というのは、そもそも最賃近傍で働く労働者の生活を守ることが目的だと思います。その最賃近傍にはパートタイム労働者やアルバイト労働者が多いのが実態で、その方たちも社会を支えています。

そこで徳島県の実態に即してパートタイム労働者の実態から引上げ額を算出してきました。その結果ですが、パートタイム労働者の去年と今年の募集賃金の下限額、それと消費者物価の前年上昇率を踏まえまして、75円から61円をお願いしたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。

使側、脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

おはようございます。脇田です。私どもの方は、56円以上の金額は今のところ全く考えておりません。

以上でございます。

○段野部会長

ありがとうございます。

他にご意見のある委員はございませんでしょうか。

三木委員よろしく願いいたします。

○三木委員

お疲れ様です。三木です。

労働者側としましては、徳島県内の最賃近傍で働く方々の生活実態をみて、これまで発言を重ねてきましたが、ただ一方で、これまで使用者側からは昨年に比べて物価の上昇がやや鈍化しているということですか、価格転嫁の遅れですか、中東情勢、原材料、エネルギー価格のことなど、厳しい経営環境についてもご説明が多々ありました。私たちも、実情は十分理解をしているところではありますが、さらに賃金の引き上げの重要性を感じていただいているということで、理解を示していただいているものと感じております。

今回は労働市場の実態ということを重視いたしましたで、徳島県の地域の実態を基本としながら、この物価上昇の鈍化や価格転嫁の遅れなどの事情を踏まえて、総合的に整理した金額として妥当な水準が61円であると考えております。

さらに、徳島県では女性の管理職比率が高いと言われておりますけれども、それでも女性全体の所定内給料額は全国で40位となっております。これは、一部では女性活躍は進んでいる一方で、多くの女性が依然として低賃金の職種や賃金水準の低い環境で働いているということを示していると思っております。

最賃近傍で働く方には女性が多いという実態も踏まえたと、最賃の引上げは女性の所得の向上という観点からも、目安を上回る引上げが重要だと感じております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

その他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

先ほどの労側の方から、募集賃金の下限の話が出ましたが、事務局に確認いたします。労働局が毎月出します県の雇用失業情勢にパート労働者の募集賃金の表が確か入っているかと思うんです。あれを見ていましたら、1,046円で募集が下限になっている業種があったと思うんです。この前のお話で1,123円とおっしゃっていましたが、それとの違いを教えていただければと思います。

○事務局（労働基準部長）

確認して、お知らせしたいと思います。

○段野部会長

事務局の方、よろしくお願いいたします。

他はよろしいでしょうか。

それでは、個別協議に入りたいと思いますが、どちらから協議を行いましょうか、ご希望はありますでしょうか。

ご希望がなければ、公労、そして公使の順に行いたいと思います。

また、残る側の委員の皆様も意見の取りまとめを行いたいという場合は、事務局に申し出ていただければと思います。

○事務局（賃金室長）

本日も本審議会場のほか、2部屋ご用意していますので、委員の皆様が意見の取りまとめ協議を行うことも可能です。

お申し出いただければ、別の階となりますが委員控室にご案内します。

○段野部会長

それでは、事務局は案内をお願いします。

（公労・公使の順で二者協議）

○段野部会長

それでは審議を再開させていただきます。

先ほど使側委員から、パートの下限額について説明依頼がありましたので事務局、お願いいたします。

○事務局（労働基準部長）

事務局でございます。

先ほど協田委員からご質問がございましたパートの下限額についてですが、毎月出しているものは様々な職種、業種で細分化した上で下限額を示しているもので、職種によっては1,046円だとか、例えば1,100円、1,200円といったものが載っております。

中賃の資料でお出ししているものは、その下限額を平均したものであるということで、1,123円という数字が出ているものでございます。

○段野部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、労側委員より協議いただきました結果につきまして、ご意見をいただければと思います。南委員、よろしくお願いいたします。

○南委員

労側といたしましては、先ほど申したように61円をお願いしたいと思います。

○段野部会長

根拠についても併せてお示しいただけますでしょうか。

○三木委員

パートの募集賃金の下限額が去年より63円上昇したということで、それを基本としつつ、物価上昇や経営環境も考慮して調整を行ってきました。

昨年の消費者物価指数は3.4%で、今年が3.2%ということで、その差が0.2ポイントとなります。今の最低賃金額に当てはめると2円と換算をさせていただきまして、63引く

2円、61円と整理させていただきました。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

使側委員、脇田委員、よろしくお願いいたします。

○脇田委員

61円というのは、あくまで募集賃金なんで、あんまり私は個人的には重視はしていないところはあります。

○段野部会長

他によろしいでしょうか。

中村委員、よろしくお願いします。

○中村委員

先ほど発効日のお話がありましたけれども、使用者側の実情といたしまして申し添えたんですけれども、昨年の発効日は今年の1月1日でした。ですので、今年の発効日が早まりますと、去年が遅かった分もあるんですけれども、8月に決まって例えば、法定発効で10月1日など早い段階の発効になれば、本当に実務的に準備期間が非常に短いんですね。これだけ最低賃金が上がってきていますので、影響率も非常に高いです。

最賃が決まってから給与規程の改定をして、最賃対象者だけじゃなくて、これだけ上がってきてる中で関係する人たち、直接最賃には関係ないけれども、その少し上の人たちの底上げみたいなところの改定も含まれたり、業務改善助成金を申請するに当たっては、その準備もあります。発効日までに規程改定し、勤務実績があって初めて助成金申請できる形となります。そういう実務的な過程であったり、本当に影響は大きいです。

これが実情でありますので、去年1月1日発効でしたので、その経営における予見可能性を高める為にも、1年空けていくっていうのが、私は実務的にも理想だと思っております。

急激に早まるのではなくて、なんらかの激変緩和措置が必要じゃないかなと感じております。これが事業所側の実情でありますので、お伝えをしたいと思います。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございました。

辰巳委員、よろしくお願いいたします。

○辰巳委員

発効日のことなんですが、最賃委員に出ているということで私ども、企業の人たちから聞かれます。今年どうなりますかと。去年は1月1日でした。今、中村委員が言われたとおりなんです。基本は10月1日だけど、今年はスケジュール的に今日決まったとして10月2日にしかならんよと。だから経営者の皆さんには、基本は10月1日で動いているのが最賃ですと。会社の経営としては10月1日で経営計画を作って人件費の関係の予算を立ててくださいねというのは原則だと思うんですね。

ただもしかしたら、今までみたいな、この2年前のような、去年も極端なことがあった時には遅れるという考え方もあるし、別に法律に反しているわけじゃないですので、それはあの今後のあの中村委員が言っていたことは、また後ほど協議とかしていただけたらなと思うんです。

原則として経営者としては、10月1日で物事を考えてもらうというのが筋というふうに私は思ってたんです。

○中村委員

数年前までは10月1日発効が本当に当たり前だったと思うんですけれども、法的には法定発効も指定日発効も同じように決められておりますので、どちらが原則ですということではないと思っています。そこは本当に協議の上でと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、労使双方からご意見を伺いました。

まとめさせていただくと、労側は61円引き上げて1,107円、使側は56円引き上げて1,102円となりました。

労側につきましては、かなり歩み寄っていただきましたけれども、まだ大きな隔たりがございます。労使の委員の皆様、お互いのご意見を確認していただきたいところですが、歩み寄りはできそうでございますでしょうか。

脇田委員どうぞ。

○脇田委員

1回労使でさせていただければと思います。

○段野部会長

では労使の協議をお願いします。別室の方に事務方はお願いいたします。

(労使で二者協議)

○段野部会長

それでは審議を再開いたします。

労使の皆様、協議の結果をお願いいたします。まず労側の南委員、よろしくお願いいたします

○南委員

二者協議をさせていただきました。ありがとうございました。折り合いがつかずということで。

○段野部会長

61円ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。使側、脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

我々も56円、目安額どおりということでお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございます。とりまとめを行います。

前回の専門部会におきまして、労側は75円の引上げというご意見、使側は56円引上げというご意見です。

今回の協議におきまして、労側は61円の引上げというご意見、使側は56円の引上げというご意見になっております。

まだ隔たりがございます。労使それぞれのご意見を持ち帰っていただきまして、各側に置かれまして、さらなるご検討をいただければと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。

脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

そろそろ公益委員の見解をお示しいただければありがたいかなと思いますが、労側の皆さんはいかがですか。

○南委員

もう一度、また二者で公益の先生方とお話できたらと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。では、本日の審議は以上で終わりますが、事務局からお伝えする事項でございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

次回の審議の日程をご提案したいと思います。

8月24日、月曜日、午前9時30分から、場所はあわぎんホール5階の会議室6を考えて

おりますが、いかがでしょうか。

また、引き続きこの会場において第4回本審を開催することとなります。準備のため若干お時間をいただき、11時20分より開始したいと考えております。

○段野部会長

事務局より次回の専門部会について、8月24日、月曜日の9時30分から、あわぎんホール5階、会議室6において開催することと提案がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

ありがとうございます。それでは次回の専門部会は8月24日、月曜日の午前9時30分からあわぎんホールの5階の会議室6において開催することといたします。

それでは委員の皆様、この後の本審もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれで終了いたします。

皆様ご審議ありがとうございました。

(閉会)